

第 75 号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条の 5 第 2 項中「、第 11 条の 3」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

付則第 9 項中「、第 11 条の 3」を削る。

（提案理由）

定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員に住居手当を支給するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。